

平成 28 年 11 月 25 日

各 位

株式会社メディビックグループ
代表取締役社長 窪 島 肇
問合せ先：管理本部
電話 03-5439-9691 (代表)

第三者割当(デットエクイティスワップ)による新株式発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 11 月 25 日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式(以下「本新株式」という。)の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 第三者割当による新株式募集の概要

(1) 本新株式発行の概要

| | | |
|-----|-----------|--|
| (1) | 払込期日 | 平成 28 年 12 月 12 日 |
| (2) | 発行株式数 | 30,000,000 株 |
| (3) | 発行価額 | 1 株につき 2 円 |
| (4) | 調達資金の額 | 60,000,000 円 |
| (5) | 資本組入額 | 30,000,000 円 |
| (6) | 資本組入額の総額 | 30,000,000 円 |
| (7) | 発行方法 | 第三者割当の方法で割当先が当社に有する 金銭債権の現物出資による方法 30,000,000 株 |
| (8) | 割当先及び株式数 | 嶋野明浩 30,000,000 株 |
| (9) | 現物出資財産の内容 | 割当先が当社に対して有する金銭債権元本 60,000,000 円 |

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社は、平成 28 年 10 月 6 日をもって東京証券取引所のマザーズ市場を上場廃止となり、未上場株式となりました。改めて深くお詫び申し上げます。

上場廃止に至る過程で、当初本年夏頃迄に実施を予定しておりました、上場企業としての増資による資金調達を行うことが出来なくなり、グループ全体の資金繰りが非常に厳しい状況となっていました。

グループ全体の運営資金が、ほぼ枯渇している状況で、金融機関等からの借入等の間接金融も検討いたしました。実現には至らない状況です。

金融庁に対する課徴金の支払い等の問題も含めて、早急な資金調達を行わなければ、グループ全体の事業活動自体が停止してしまう状況に陥ってしまっており、一刻の猶予もない状況です。

現在、当社グループの事業継続のために運転資金を緊急に確保するため、以前より当社子会社である株式会社アニマルシステムセルと取引のある株式会社 DS クリニックの代表者である嶋野明浩氏からの借入により、事業を継続しているのが現状です。

本増資においてデットエクイティスワップによる方法とする理由として、この資金の危機的状況において、たとえ当該債権の期限の利益を放棄しても、デットエクイティスワップとする事で、早期の債務超過状態の一部解消、当該借入金の返済による資金圧迫を回避、債務の圧縮による財務体質の改善や自己資本比率の向上による財務体質の強化により、次の資金調達の可能性がより高まることを見込まれ、今回当該借入金をデットエクイティスワップとして本新株式の発行を行うことを決議いたしました。

(2) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、社債、公募増資、株主割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況において、銀行借入及び社債による資金調達は、当社が連続して損失を計上している財務状態により金融機関の与信や、出資者側の理解を得ることが難しい状況であることや調達の時間的問題もあり、事実上調達困難な状況です。

そのため、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、「(1) 資金調達の主な目的」に記載のとおり、当社の状況を踏まえ、早期の債務超過状態の一部解消、当該借入金の返済による資金圧迫の回避、債務の圧縮による財務体質の改善や自己資本比率の向上による財務体質の強化により、次の資金調達の可能性がより高まることを見込まれることから、デットエクイティスワップとして本新株式の発行を行うことを選択いたしました。

3. 調達する資金の額

(1) 調達する資金の額

本新株式による増資において調達する資金の額は 60,000,000 円であり、第三者割当の方法で割当先が当社に有する金銭債権の現物出資（借入金 60,000,000 円）によるものとなります。

(2) 現物出資の対象となる債権(当社の債務)

| | |
|---------------|-------------------------------------|
| ① 借入先 | 嶋野明浩 |
| ② 借入金額 | 60,000,000 円 |
| ③ 金利 | — |
| ④ 借入開始日 | 平成 28 年 11 月 2 日及び平成 28 年 11 月 24 日 |
| ⑤ 借入の目的 | 運転資金 |
| ⑥ 元本及び利息の返済期日 | 平成 29 年 11 月 1 日及び平成 29 年 11 月 23 日 |
| ⑦ 担保 | 無し |
| ⑧ 連帯保証 | 窪島 肇 |

(注) 本増資を行わない限り、事実上の倒産を回避する手段は見つからず、当該借入金に対する期限の利益を放棄し、現物出資による増資を行うことが唯一の方策と考え決議いたしました。

4. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

本新株式の払込金額の算定は、当社がすでに非上場株式会社であり株式の流動性がないこと、かつ当社が債務超過となっていることにより株式の発行価格の算定（一般的には価値算定が出来ず 0 円もしくは、最低通貨単位の 1 円と算定される可能性が高い）が困難な状況であるものの、第三者算定機関であるエースターコンサルティング株式会社（東京都渋谷区渋谷 1 丁目 17 番 1 号 代表取締役 山本 剛史 以下「エースター社」という。）に算定を依頼し、株価算定を行いました。

その結果、エースター社の算定価格は 1 株につき 0 円～2 円と算定され、割当予定先との協議の結果、1 株につき 2 円といたしました。

発行価額の算定にあたっては、出来る限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。

当社としては、協議・検討の結果、希薄化等の懸念はあるものの、割当先からの要望も踏まえ、株式の希薄化、発行価額の影響度を慎重に検討しつつも割当予定先からの要請も踏まえ2円といたしました。

よって、当社取締役会は、発行価額が特に有利な発行価額には該当しないものであると判断いたしました。

なお、当社監査役全員も、取締役会の判断において決定された発行価額は、本新株式の発行に係る株式の希薄化等の懸念はあるものの当社グループの存続及び事業継続を維持するためには、やむを得ない判断であり、企業自体の継続を第一に考えた決議は合理的であること、当社グループを存続するということは、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を述べております。

また、以上のことから、当社監査役全員より、本新株式の算定を、当社と取引関係になく当社経営陣から一定程度独立しており割当予定先とも契約関係になく独立した立場であると認められたエースター社が評価を行っていること、本新株式の価額算定方法は、一般的な方法であり、本新株式の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件（債務超過状態・資金状況等）をその評価の基礎としていること、その算定過程及び前提条件に関してエースター社から提出されたデータや資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、公正価値評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その公正価値評価額を払込金額に決定していることにより、発行条件が特に有利な金額には該当しないと監査役会として判断をする旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の増資につきましては、かなりの希薄化が起こるものの、現時点では運転資金確保とともに、早期の債務超過状態の一部解消、当該借入金の返済による資金圧迫の回避、債務の圧縮による財務体質の改善や自己資本比率の向上による財務体質の強化が最優先事項であり、企業存続を含めた事業継続の為にはやむを得ない状況であり決議をいたしました。

5. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(平成 28 年 11 月 25 日現在)

| | | |
|-----------|--------|-----------------------------------|
| ① 氏名 | 嶋野明浩 | |
| ② 住所 | 東京都港区 | |
| ③ 職業の内容 | 名称及び肩書 | 株式会社ドクターDS クリニカルラボ 代表取締役 |
| | 所在地 | 東京都渋谷区渋谷三丁目 11 番 2 号 |
| | 事業の内容 | 医薬部外品の企画・製造・輸出入並びに販売 |
| ④ 当事者間の関係 | 資本関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人的関係 | 該当事項はありません。 |
| | 取引関係 | 当社は割当予定先より 60,000,000 円借り入れております。 |

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社を取り巻く現在の経営環境、特に当社の財政状態の現状に鑑み、公募増資や銀行等の金融機関からの新たな借入による資金調達極めて厳しい状況にあるとの認識であります。

当社グループが置かれた状況を勘案いたしますと、当社の存続を含め、事業継続のための資金確保及び財務体質の改善・強化は一刻の猶予も無い状態であり、既存借入先の嶋野明浩氏の協力を仰ぎ、借入金 60,000,000 円に対するデットエクイティスワップによる増資引き受けが、

現時点における当社の存続を含めた事業継続の最適な手段と判断し、割当予定先を嶋野明浩氏といたしました。

また、嶋野氏から今後嶋野氏が経営する株式会社ドクターDS クリニカルラボと、当社グループの再生医療事業に関して、より一層協業を強めて行く旨の意見を頂いております。なお、本新株式の発行により当社株式を取得した当該株主には、会社法 124 条第 4 項に鑑み、割当予定先の意向も踏まえ、本資金調達において株主の意思をもっとも近い株主総会に反映させたいとの判断に基づき、平成 28 年 12 月中旬開催予定の臨時株主総会における議決権を付与することとしております。

以上

発行要項

第三者割当による募集株式の発行要項

- | | |
|---------------------|--|
| 1. 募集株式の種類及び数 | 普通株式 30,000,000 株 |
| 2. 払込価額 1株当たり | 金 2 円 |
| 3. 払込価額の総額 | 金 60,000,000 円 |
| 4. 増加する資本金及び資本準備金の額 | 資本金 金 30,000,000 円 資本準備金 金 30,000,000 円 |
| 5. 申込期日 | 平成 28 年 12 月 12 日 |
| 6. 払込期日 | 平成 28 年 12 月 12 日 |
| 7. 募集の方法及び割当株式数 | |
- 第三者割当の方法により、次の通り割り当てる。

嶋野明浩

30,000,000 株

8. その他

- ① 本新株式の発行により当社株式を取得した当該株主は、会社法 124 条第 4 項に鑑み、割当予定先の意向も踏まえ、本資金調達において株主の意思をもっとも近い株主総会に反映させたいとの判断に基づき、平成 28 年 12 月中旬開催予定の臨時株主総会における議決権を付与することとしております。
- ② その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。